

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会（以下「委託者」という。）から電子情報処理の委託を受けた受託者（以下「受託者」という。）は、契約書、仕様書等に定める事項のほか、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない

1 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする

2 処理施設、処理日程及び作業担当者の通知

受託者は、この契約に係る電算処理施設、処理日程及び作業担当者を委託者に通知しなければならない

3 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない

4 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料及びその他貸与品等（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該委託者からの貸与品等を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない

5 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から（ア）の内容を確認するため、安全管理体制全般に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること

イ 契約履行完了時

- (ア) 委託者からの貸与品等について、契約履行完了後又は委託者が請求したときは、直ちに委託者の指定した方法により、廃棄、返還又は消去すること
- (イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る一切の情報を記録した媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる情報をすべて消去すること
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、すべて委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない

- ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること
- イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること
- ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること
- エ 5（1）イ（イ）において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得ること
- オ 5（1）エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと
- カ 委託業務の従事者に対し、特記仕様書の理解及び遵守を周知徹底するとともに、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、委託者から要求があった場合には、教育及び研修の実施記録を委託者に提出し承諾を受けること
- キ 必要に応じて、個人情報及び機密情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講

じること

- ク 個人情報及び機密情報が記録された電磁的記録、帳票等を搬送する際は、専用ケースに収納する等、事故防止措置を講じること
- ケ 受託者が、外国法により、この契約の履行に伴い管理する個人情報及び機密情報について、当該外国の捜査機関等に開示する必要がある場合には、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない

6 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること
 - エ その他、委託者が指示することに従うこと

7 再委託の取扱い

- (1) 契約の履行に当たっては、再委託は原則禁止とする。ただし、委託者との協議により再委託を許可する場合がある。その場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1から6までに定める情報の保管及び管理等に関する事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う

8 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作

業内容の監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる

- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業内容の監督実施要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない
- (3) 受託者は、再委託による再委託先のこの契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、再委託先に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない
- (4) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする

9 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の1から6までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする

10 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に不適合があるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその不適合の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる
- (2) 前項の規定による不適合の修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない

11 著作権の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない
- (2) 前項の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の7の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する
- (3) 前2項の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて本契約終了後も継続する
- (4) 受託者は、著作権法第二章第三節第三款に規定する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする

12 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする